

## 産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	斎藤運輸工業株式会社
施設名称	草野処分場（産業廃棄物安定型最終処分場）
設置場所	福島県相馬郡飯舘村草野字沢目木 28 番地 1
問合せ先	川俣支店 024-538-0381

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

### 1 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第七号	安定型の産業廃棄物の最終処分場	以下のとおり

#### イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

（状況：令和3年度分 公表の期限：翌月の末日）

産業廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
廃プラスチック類	12.0 m <sup>3</sup>	3.0 m <sup>3</sup>	9.0 m <sup>3</sup>	0.25 m <sup>3</sup>	10.0 m <sup>3</sup>	6.11 m <sup>3</sup>	6.1 m <sup>3</sup>	3.0 m <sup>3</sup>		17.0 m <sup>3</sup>		
ガラス陶磁器くず	4.0 m <sup>3</sup>	4.0 m <sup>3</sup>	9.0 m <sup>3</sup>		2.0 m <sup>3</sup>	4.0 m <sup>3</sup>	2.0 m <sup>3</sup>	3.0 m <sup>3</sup>		3.0 m <sup>3</sup>		
がれき類	20.5 m <sup>3</sup>	11.7 m <sup>3</sup>	8.3 m <sup>3</sup>	3.95 m <sup>3</sup>	16.8 m <sup>3</sup>	10.0 m <sup>3</sup>	18.15 m <sup>3</sup>	13.7 m <sup>3</sup>	2.25 m <sup>3</sup>	28.3 m <sup>3</sup>	1.8 m <sup>3</sup>	2.8 m <sup>3</sup>
金属くず						0.09 m <sup>3</sup>	0.25 m <sup>3</sup>					



**埋立処分開始後（周縁井戸 A 又は地下水集排水設備）**

（状況：令和3年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	地下水 下流	7月26日	8月23日	検出せず
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
全シアン	検出されないこと。	〃	〃	〃	検出せず
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	〃	〃	〃	検出せず
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界

を下回ることをいう。

浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

### 埋立処分開始後（周縁井戸 B）

（状況：令和3年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	地下水 上流	7月26日	8月23日	検出せず
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
全シアン	検出されないこと。	〃	〃	〃	検出せず
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	〃	〃	〃	検出せず
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず

チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
<p>「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。</p>					

### 埋立処分開始後（浸透水採取設備）

（状況：令和3年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る浸透水を採取した場所	水質検査に係る浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。	浸透水	7月26日	8月23日	検出せず
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
全シアン	検出されないこと。	〃	〃	〃	検出せず
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	〃	〃	〃	検出せず
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず

一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
一・三ージクロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	〃	〃	〃	検出せず

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

浸透水の水質等に照らして当該最終処分場の周縁の地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

**埋立処分開始後、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量について一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。**

(状況：令和3年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所	水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
				生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量
4月	浸透水	4月23日	5月7日	BOD 1.4mg/ℓ
5月	浸透水	5月28日	6月11日	BOD 1.6mg/ℓ
6月	浸透水	6月25日	7月9日	BOD 1.4mg/ℓ
7月	浸透水	7月26日	8月23日	BOD 1.2mg/ℓ
8月	浸透水	8月30日	9月13日	BOD 検出せず
9月	浸透水	9月28日	10月12日	BOD 検出せず
10月	浸透水	10月26日	11月9日	BOD 1.3mg/ℓ
11月	浸透水	11月17日	12月1日	BOD 検出せず
12月	浸透水	12月14日	12月28日	BOD 1.1mg/ℓ
1月	浸透水	1月18日	1月31日	BOD 1.1mg/ℓ
2月	浸透水	2月15日	2月28日	BOD 2.3mg/ℓ
3月	浸透水	3月16日	3月30日	BOD 1.6mg/ℓ

へ 最終処分基準省令第二条第二項第二号ニ及びへの規定による措置に関する次に掲げる事項

(状況：令和3年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合	該当なし		

(状況：令和3年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に適合していないとき。	該当なし		
水質検査の結果、生物化学的酸素要求量が一リットルにつき二十ミリグラムを超えているとき、又は化学的酸素要求量が一リットルにつき四十ミリグラムを超えているとき。	該当なし		